

目録室		1,000 m^2
参考図書室		2,000 m^2
マイクロリーダー室	15 $m^2 \times 20$	300 m^2
講義室	小 100 $m^2 \times 5$	500 m^2
	中 200 $m^2 \times 5$	1,000 m^2
演習室兼会議室	50 $m^2 \times 10$	500 m^2

(3) 特殊付帯設備

ゼロックス	10
マイクロフィルム撮映機	2
フイツシュ撮映機	2
マイクロフィルム・リーダー・プリンター	10
フイツシュ・リーダー・プリンター	10
現像機	2
コンピューター（情報科学部門）	1
エレベーター	
空調設備	

(4) 主要経費

上記3項目に対するもののほかに

図書購入費 年間5億円（5万冊）ただし、創設期3年間にかぎり年間7億5千万円

図書複写費 年間1億円（複写による収集と原本保存のための複写をふくむ）

図書収集旅費 年間800万円（国外700，国内100）。

9-65

総学庶第1828号 昭和49年11月20日

内閣総理大臣 田 中 角 栄 殿

日本学術会議会長 越 智 勇 一

写送付先：科学技術庁長官，大蔵，文部，厚生および

自治各大臣，国立大学協会会長，公立大学協会会長

私立大学懇話会長，日本私立大学協会会長，

日本私立大学連盟会長

定年制又は高齢による大学退職研究・教育者の老後保障
 障特にその研究・生活諸条件の改善について（勧告）

標記のことについて，本会議第66回総会の議に基づき，下期のとおり勧告します。

記

近年、高齢者問題が注目され、種々の施策が政府及び地方公共団体によって講じられるようになってきているが、定年制又は高齢による大学退職研究・教育者の老後保障の現状は、本会議の調査によっても、多年、学問の研究・教育に貢献してきた者に対するそれとしては決して十分とは言えない。とりわけ、定年制又は高齢による大学退職後も引き続き研究継続の熱意と能力を有する研究者に対して、その研究継続を保障するよう配慮する点に至っては、現在の大学の研究諸施設の不備とあいまって全く不十分である。このことは、現職研究・教育者をして、老後の不安なく研究・教育に専念することを困難ならしめることでもあり、学問研究の一層の発展を期する上からも遺憾なことと言わざるを得ない。

よって本会議は、現在の大学の研究諸施設の大幅な整備・充実を図るとともに、高齢退職研究教育者の生活保障の改善と研究継続の便宜を図ることの重要性にかんがみ、次のとおり勧告する。

1 生活保障の大幅改善策を講じること

研究・教育者の老後の生活と研究継続を保障するため、研究・教育者の特殊性を考慮し、退職金の増額、公的年金（老齢・退職年金・遺族年金など）の大幅引き上げとスライド制の改善、再就職時の年金の支給停止ないし減額制の廃止、高齢退職後の所得に対する優遇措置などを講じること。とりわけ、私立大学退職者の条件が国立・公立大学の場合に比して著しい遜色があることにかんがみ、私立大学退職金への公費助成、私立学校教職員共済組合への国庫負担の増額を行うこと。

2 研究継続等について必要な便宜を講じること

大学退職研究者の研究継続を援助するため、文部省科学研究費補助金の交付申請を容易ならしめるみちを開く等必要な研究継続助成措置を講じること。

（説 明）

本会議は、昭和48年に「定年又は高齢による大学退職者に関する実態調査」を行い、また、この調査と平行して昭和48年、49年の両年にそれぞれ「研究者の老後保障問題に関するシンポジウム」を行った結果、定年等による大学退職研究・教育者の生活がはげしい物価騰貴の中で一層影響を受けているのみでなく、退職後の研究継続の上でも困難な状態におかれていることが明らかになった。

大学在職中の年収は民間企業勤務者の年収よりも大幅に低く、それにつれて退職金並びに老齢年金等も低い実情にある。

特にそれは私立大学の場合に著しい。また、勤続30年未満の者や助手・講師・助教授等の身分で退職する者などの場合には退職後の生活は全く保障されていない。ここに、在職者の待遇の大幅な改善はもちろんのこと。退職金並びに公的年金制度の抜本的改善が喫緊のこととして切実に要望されるゆえんであるが、併せて定年制の検討や国家公務員について近年行われている高齢者昇給延伸措置の廃止等も必要であると考えられる。

また、前記調査によると、これら研究者は大学退職後も研究継続の熱意に燃えている場合が少なくないが、現行の文部省科学研究費補助金は一定の所属研究機関のない高齢者にはその申請自体が困難な状態におかれており、また、図書・文献・資料の閲覧・調査・実験研究等を行おうに

も研究機関等の利用が實際上極めて困難であるとの声が少なくない実状である。

この外、学問研究の発展にとって研究者間の直接的交流が大きな役割をすることは周知のところであるが、退職によってそのような機会も乏しくなるので、日常的に多くの研究者と交流しうるような場所や機会が保障されること、また、多年にわたって蓄積されてきた能力を社会的に活用する機会が保障されること等に対する要望も強いものがある。

以上のことから、定年制等による退職研究・教育者の生活保障の充実と研究継続等について必要な便宜を国が講じることを切望し、ここに勧告するものである。

9-66

総学庶第1829号 昭和49年11月20日

内閣総理大臣 田 中 角 栄 殿

日本学術会議会長 越 智 勇 一

写送付先：科学技術庁、環境庁両長官、外務、通商産業および運輸大臣、原子力委員会委員長

原子力安全の全般的な課題解決のために（勧告）

標記のことについて、本会議第66回総会に基づき、下記のとおり勧告します。

記

日本学術会議は、昭和24年の発足以来、堅く民主主義の原則を守り、その討論を公開しながら、原子力問題に関し、絶えず二つの課題を追求して来た。その一つは核兵器の問題であり、他の一つは原子力平和利用の問題である。

特に、1954年ビキニ事件以降、日本学術会議は一貫して、核兵器の実験、製造、貯蔵、そして使用に反対する態度を賢持し、その目的達成のため世界の科学者に協力を呼びかけて来た。一方では、その同じ時期に、我が国における原子力研究・開発の正しい発展を念願しその前提として、自主・民主・公開の三原則を提唱し、それは国の基本方針となった。

しかし、その後20年を経た今日、我々は上記二つの面について、改めて重大な局面を迎えている。すなわち、一方では、核実験の継続、核拡散、核兵器の増強が、人類生存の基礎を脅かすおそれを強めて来たこと、他方、我が国の原子力平和利用に関連して、さまざまな具体的問題の生じていることである。今我々は、これら問題の本質的な解決を目指して、一段と努力することを、決意し、ここに改めて次の諸原則を確認する。

- 1 (安全性についての考え方) 科学的に見れば、いかなる実験も開発も絶対に安全であるということはありません。原子力の開発に際しては、常にこの認識に立って安全の確保についての徹底した措置がとられなければならない。
- 2 (資料の公開) 国民の生命の安全を守ることを最優先する立場に立って、必要な資料はすべて公開されなければならない。